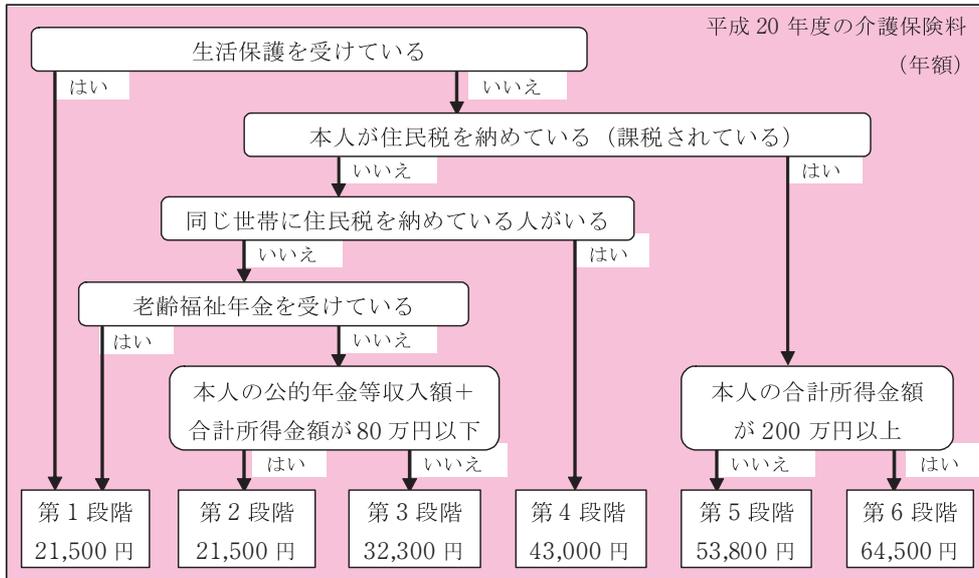


65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料（平成20年度）

●介護保険料を確認してみましょう



※災害などの特別な事情があるときは、申請により保険料の減免、又は徴収が猶予される場合があります。

●平成17年度税制改正の影響によって第1～3段階→第4段階、第1～4段階→第5段階に上がった人は、平成20年度の保険料が軽減されます。

第4段階の人（43,000円）

軽減後の平成20年度保険料

第1段階から上がった人	35,700円
第2段階から上がった人	35,700円
第3段階から上がった人	39,200円

第5段階の人（53,800円）

軽減後の平成20年度保険料

第1段階から上がった人	43,000円
第2段階から上がった人	43,000円
第3段階から上がった人	46,500円
第4段階から上がった人	49,900円

※申請は必要ありません。軽減の対象者は、昭和15年1月2日以前に生まれた、前年の合計所得金額が125万円以下の人です。

▼問い合わせ先＝税務課 住民税係 ☎56 9 1 2 2
保険課 介護保険係 ☎56 9 1 0 2

公園利用上のお願ひ

公園利用のマナー低下が目立ちます。皆さんが気持ちよく利用できるように、次のルールを守ってください。

●公園利用上のルール

○犬が入園禁止となっている公園には、犬を入れないでください。

※公園内に、犬のフンがたくさんみられます。必ず持ち帰ってください。

○他の利用者の迷惑になる行為や危険な行為はしないでください。

○園内でのゴルフ・ラジコンは危険なので絶対にしないでください。

○トイレ・ベンチ等への落書きや、施設を壊すことはしないでください。

○スクーター等、園内への自走式車輛の進入は禁止です。

○ゴミは必ず持ち帰ってください。



▼問い合わせ先Ⅱ

都市建設課 都市整備係
☎56 9 1 4 1